

事務連絡
令和5年6月15日

各 都道府県 児童福祉主管課 御中
市区町村

こども家庭庁成育局保育政策課

保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分の申請について

平素より、保育施策の推進について、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
保育対策総合支援事業費補助金等にかかる財産処分申請については、下記により、適正な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 財産処分について

国の補助事業により取得した施設設備等については、「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」（令和5年6月15日付こ成事第331号・こ支虐第66号こども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）に基づき、事前にこども家庭庁長官の承認が必要になります。

書類審査から決裁完了まで相当の期間（案件により3ヶ月～半年）を要しますので、遅くとも処分予定日の3か月前までには、財産処分承認申請書を提出していただきますようお願いいたします。

特に、年度末は申請が集中するため審査期間が長くなる場合があるため、できる限り早急に申請いただくようお願いいたします。

また、間接補助金の交付を受ける民間団体にも周知願います。

2. 申請書作成にあたっての留意点

財産処分の審査に当たっては、申請書様式に記載された内容について詳細な確認が必要となります。したがって、申請書を提出いただく際には、必ず記載内容の根拠となる参考資料を併せてご提出下さい。

申請にあたっては以下の書類が必要となります。

(申請にあたって必要な書類)

- ・財産処分申請書(事業者からの申請書を含む)
- ・平面図・写真(ただし、対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、添付しなくても構わない。)
- ・認可通知書など施設の概要が分かる書類
- ・検査済証など建物構造や面積が分かる書類
- ・補助金の確定通知(県→市、市→事業者)
- ・補助金の実績報告書(事業者→市、市→県)
- ・処分要件や処分予定日を確認できる書類
- ・(国庫返納が生じる場合)国庫返納額の試算表
- ・(国庫返納が生じる場合)試算に用いた工事内訳書等

※上記以外の書類も必要となるケースがあります。提出書類について疑義がある場合は、お早めに問い合わせ下さい。

3. 申請にあたっての留意点

審査に要する期間については、返納金が生じる場合や、処分の経緯が複雑な場合など、1に記載する期間より時間を要する場合がございます。申請が処分予定日の直前とならないようご留意下さい。

4. 申請先

(郵送)

〒100-6003

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞ヶ関ビルディング 21階
こども家庭庁成育局保育政策課予算係 宛て

※封筒表面に「財産処分関係書類在中」と朱書きすること。

(電子メール)

hoikuseisaku.yosan@cfa.go.jp

5. その他

財産処分に関する疑義照会につきましては、電子メールのご利用をお願いします。

令和5年4月以前の疑義照会メールにつきましては、必要に応じ上記アドレスに再送ください。